

平成20年9月1日

藤井寺市総務部契約検査課

工事請負契約における単品スライド条項の運用について

最近における鋼材類や燃料油の高騰状況に鑑み、藤井寺市発注の建設工事に関して、このたび、建設工事請負契約書第25条第5項の「単品スライド条項」を下記のとおり運用することとしました。

記

- 1 適用日 : 平成20年9月1日
- 2 対象工事 : 適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事
- 3 対象資材 : 「鋼材類」及び「燃料油」
- 4 藤井寺市の負担 : 対象資材の価格上昇に伴う増額部分の内、
対象請負額の1%を超える額

なお、運用基準の主な項目は別紙を参照してください。

「単品スライド条項」とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不相当となった場合に契約金額の変更を可能とするものです。

個別案件の具体的な内容につきましては、各工事担当課にお問合せ下さい。

問合せ先

藤井寺市 総務部 契約検査課

検査担当

TEL 代表 072-939-1111(内)3121・3123

主な運用基準について

1 対象工事

適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事。

2 対象となる工事資材

「鋼材類」及び「燃料油」に分類される各材料

(H型鋼、異形棒鋼、軽油など:アルミは含まない)

3 藤井寺市の負担

資材ごとに実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算(経費の変更は行わない)した場合に、対象請負額の1%を超える額。

4 スライド条項の適用手続き

(1) 申請時期・契約変更時期

工期末の2ヶ月前までに請求 工期内に契約変更

(注) 工期の末日が、平成20年9月2日以降で平成20年11月30日以前である工事の請求は、工期満了前であって、かつ、平成20年9月30日までとする。

(2) 証明書類の提出(必須)

実際に購入した対象材料の価格(数量及び単価)、購入先、搬入・購入時期を証明する書類を提出する必要があります。

5 スライド額の計算で用いる単価

(1) 鋼材類 : 現場に搬入された月に基づく実勢価格

(2) 燃料油 : 購入された月に基づく実勢価格

(注) 実際に購入した際の鋼材類の購入金額、燃料油の購入金額の方が、実勢価格よりも低い場合は、実際の購入金額を用います。

6 スライド額の計算で用いる対象数量

(1) 設計図書に記載された数量

(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量

7 スライド額の計算

スライドの対象となった資材について、上記5の単価と上記6の数量を用いて再積算(経費の変更は行わない)した請負金額と、スライド前の請負金額の差額から、スライド前の請負金額の1%相当額を減じます。

(なお、平成20年9月1日までに部分引渡しをした工事の部分、部分払いの対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できません。)